

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

## ★母性保護のための 「女性労働基準規則(女性則)」が改正されます。

1. 妊娠や出産・授乳に影響のある対象物質が、従来の9物質から25物質(トルエン, キシレン, 塩化水素, 酢酸, 塩化ベンゼン, 鉛, 水銀など)へ拡大されます。
2. 対象物質を取り扱う次の業務について、全ての女性労働者の就業が禁止となります。
  - 1) 作業環境測定で[第3管理区分]となった屋内作業場での業務
  - 2) タンク内等、船倉内での業務など対象物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸器保護具の着用が義務付けられている業務

【公布日】 平成24年4月10日

【施行日】 平成24年10月1日より

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

**富士本社 富士市本市場422の1**

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

☆作業環境測定

富士本社 分析1課

中西正彦、青柳容子

☆局所排気装置・プッシュプル型換気装置 排気対策

富士本社 環境技術部

尾崎克年、後藤明雄

☆富士本社 営業部

望月久彰

## 1. 母性保護のための「女性労働基準規則」が改正されます。

今回の改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質（従来の規制対象物質は9物質）を規制対象（「2.項」参照）とし、これらを扱う作業場のうち、妊娠の有無や年齢などに係わらず全ての女性労働者に対して、「3.項」の作業が禁止されます。

## 2. 対象物質（25物質）

対象物質	適用法令	作業環境測定の評価に用いる管理濃度
1. 塩素化ビフェニル（PCB）	特化則	0.01 mg/m <sup>3</sup>
2. アクリルアミド	特化則	0.1 mg/m <sup>3</sup>
3. エチレンイミン	特化則	0.05 ppm
4. エチレンオキシド	特化則	1 ppm
5. カドミウム化合物	特化則	カドミウムとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>
6. クロム酸塩	特化則	クロムとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>
7. 五酸化バナジウム	特化則	バナジウムとして 0.03 mg/m <sup>3</sup>
8. 水銀およびその無機化合物（硫化水銀を除く）	特化則	水銀として 0.025 mg/m <sup>3</sup>
9. 塩化ニッケル（Ⅱ）（紛状のものに限る）	特化則	ニッケルとして 0.1 mg/m <sup>3</sup>
10. 砒素化合物（アルシンと砒化ガリウムを除く）	特化則	砒素として 0.003 mg/m <sup>3</sup>
11. ベータープロピオラクトン	特化則	0.5 mg/m <sup>3</sup>
12. ペンタクロルフェノール（PCP）およびそのナトリウム塩	特化則	ペンタクロルフェノールとして 0.5 mg/m <sup>3</sup>
13. マンガン	特化則	0.2 mg/m <sup>3</sup>
14. 鉛およびその化合物	鉛則	鉛として 0.05 mg/m <sup>3</sup>
15. エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）	有機則	5 ppm
16. エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	有機則	5 ppm
17. エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）	有機則	0.1 ppm
18. キシレン	有機則	50 ppm
19. N,N-ジメチルホルムアミド	有機則	10 ppm
20. スチレン	有機則	20 ppm
21. テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）	有機則	50 ppm
22. トリクロルエチレン	有機則	10 ppm
23. トルエン	有機則	20 ppm
24. 二硫化炭素	有機則	1 ppm
25. メタノール	有機則	200 ppm

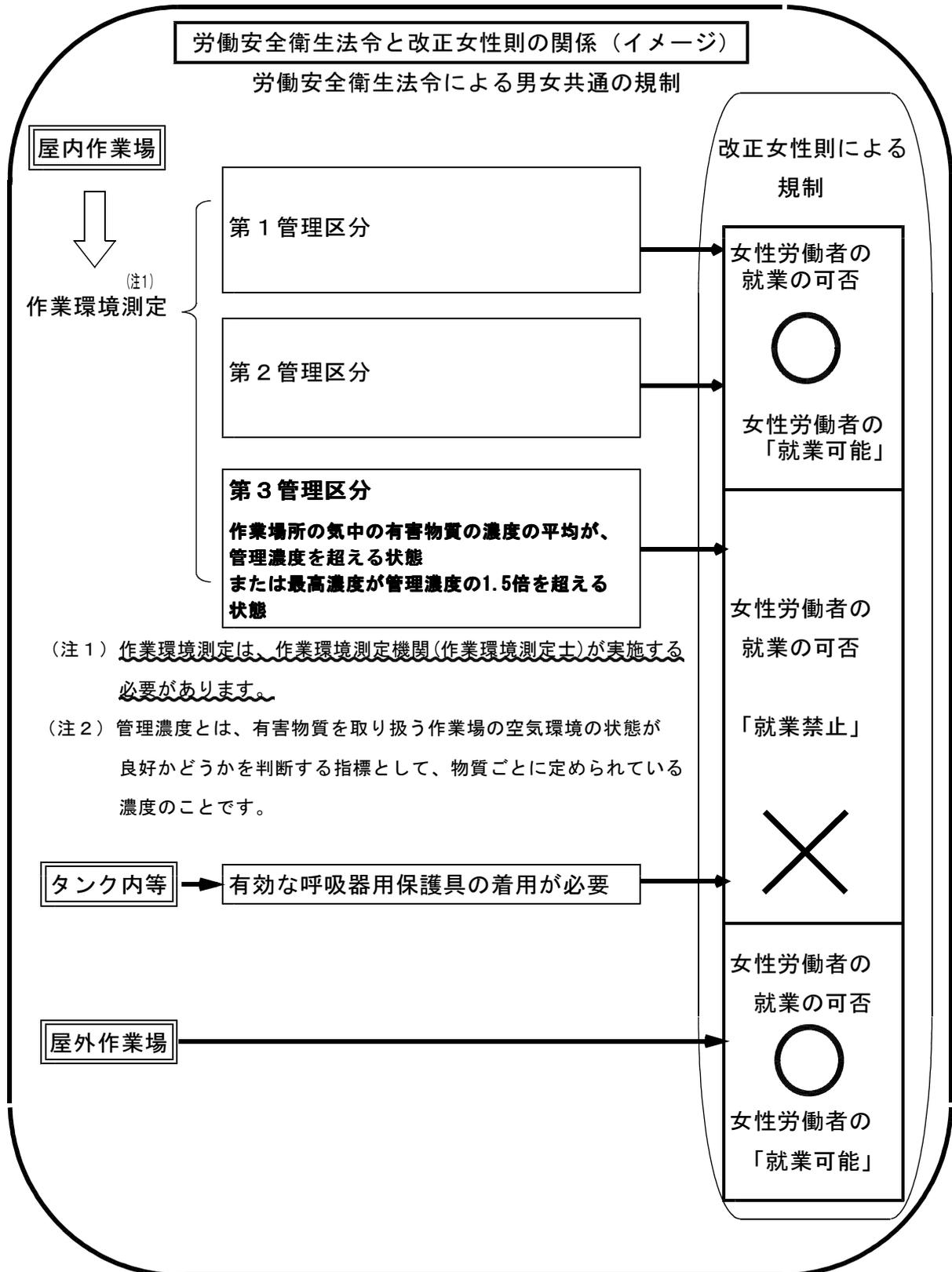
※特化則：特定化学物質障害予防規則

鉛則：鉛中毒予防規則

有機則：有機溶剤中毒予防規則

### 3. 女性労働者の就業を禁止する業務

1. 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場での業務
2. タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる上記化学物質や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられる業務



★RIKKA REPORT メール及びFAXサービスについてのご案内

「RIKKA REPORT」は、2002年4月に第1号を発行以来、環境をキーワードに様々な情報を提供しております。

○メールサービス

弊社の担当者が、お客様から申し込み頂いたメールアドレスへ、順次お送りしております。  
ご希望の方は、メールまたは下記フォームに必要事項をご記入の上、お送り下さい。

○FAXサービス

ご希望の方は、下記フォームに必要事項をご記入の上、お送り下さい。

※「RIKKA REPORT」のバックナンバーは、  
弊社ホームページ URL <http://www.rikka.co.jp> にも掲載しております。

本件について、ご不明な点がございましたら、下記へお願いします。

<お問い合わせ先>

立華工業株式会社 営業部 望月 久彰  
〒416-0906 静岡県富士市本市場422-1  
TEL 0545-61-8402  
FAX 0545-63-9654  
E-mail rikka-report@rikka.co.jp

---

立華工業株式会社 営業部 望月久彰 行 (FAX 0545-63-9654)  
(E-mail rikka-report@rikka.co.jp)

RIKKA REPORTの **メール FAX** サービスを申し込みます。

(受きたいサービスに○印を記入)

会社名	
部署名	
お名前	
役職	
メール アドレス	
FAX番号	
電話番号	

お客様から頂きました個人情報、「RIKKA REPORT 配信サービス」以外の目的には使用致しません。